

平成18年第3回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成18年9月12日 午前10時00分 開会
平成18年9月12日 午前11時43分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番	山下 和 弥	2番	朝 岡 佐一郎
3番	西 井 覚	4番	藤井本 浩
5番	吉 村 優 子	6番	阿 古 和 彦
7番	川 辺 順 一	8番	川 西 茂 一
9番	寺 田 惣 一	10番	下 村 正 樹
11番	岡 島 辰 雄	12番	野 志 昭
13番	西 川 弥三郎	14番	南 要
15番	亀 井 一二三	16番	高 井 悦 子
17番	白 石 栄 一	18番	石 井 文 司

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉 川 義 彦	助 役	岡 本 吉 司
収 入 役	吉 田 新之助	教 育 長	認 谷 裕 彦
特 別 参 与	安 川 義 雄	企 画 部 長	吉 川 弘 明
総 務 部 長	大 武 勇 吉	都 市 整 備 部 長	清 村 好 伸
産 業 建 設 部 長	石 田 勝 朗	市 民 生 活 部 長	杉 岡 富 美 雄
保 健 福 祉 部 長	田 宮 久 好	教 育 部 長	宮 西 清
水 道 局 長	西 川 正 一	消 防 長	北 川 武 雄
監 査 委 員	浅 井 信 由		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	飯 田 孝 彦	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	井 上 理 恵		

6. 会議録署名議員 7番 川 辺 順 一 10番 下 村 正 樹

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第42号 葛城市教育委員会委員の任命について
- 日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(葛城市公園条例の一部を改正することについて)
- 日程第5 報第4号 平成17年度葛城市継続費精算報告書の報告について
- 日程第6 認第1号 平成17年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第7 認第2号 平成17年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第3号 平成17年度葛城市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第4号 平成17年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第5号 平成17年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第6号 平成17年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第12 認第7号 平成17年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第13 認第8号 平成17年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認第9号 平成17年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第15 認第10号 平成17年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議第43号 葛城市基本構想について
- 日程第17 議第44号 市道の認定について
- 日程第18 議第45号 葛城市行政手続条例を制定することについて
- 日程第19 議第46号 葛城市防災会議条例の一部を改正することについて
- 日程第20 議第47号 葛城市母子医療費助成条例の一部を改正することについて
- 日程第21 議第48号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程第22 議第49号 葛城市職員定数条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第50号 葛城市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第24 議第51号 葛城市消防団の設置等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第25 議第52号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程第26 議第53号 葛城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第27 議第54号 平成18年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第28 議第55号 平成18年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第29 議第56号 平成18年度葛城市老人保健特別会計補正予算(第1号)の議決について

- 日程第30 議第57号 平成18年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第31 議第58号 平成18年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について

開 会 午前10時00分

亀井議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、平成18年第3回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、平成18年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会も、議員各位の格段のご協力によりまして、最後まで議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は議事日程記載の日程第3から日程第31までの29議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は人事案件のみとし、他の議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から、例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしております報告書により、ご了承願いたいと思います。

また、各常任委員会から、7月に実施されました視察研修について、議長あてに報告書が提出されておりますので、ご了承願います。

次に、今回提出されました意見書につきましては、お手元に配付の会議日程の欄外に記載しておりますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

ここで、吉川市長から、招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

市長。

川市長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに葛城市議会平成18年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私とも何かとご多用の中、全員ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろは3万5,000人市民の幸せづくりのために、ご活躍をいただいておりますことにつきまして、敬意を表しますとともに感謝を申し上げます次第でございます。

本定例会に付議いたします案件は、葛城市教育委員会委員の任命についてほか28件でございます。

提案の都度、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いをいたしまして、開会のごあいさつといたします。本日はどうもご苦勞さんでございます。

亀井議長 これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番、川辺順一君、10番、下村正樹君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法について議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告願います。

13番、西川委員長。

西川議会運営委員長 おはようございます。平成18年第3回葛城市議会定例会に当たり、去る9月5日に議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず、議事日程及び審議方法でございますが、日程第3、議第42号議案につきましては、人事案件でございますので、上程し、その内容説明を受け、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決をいたします。なお、人事案件につき、議案を朗読いたします。

次に、日程第4、承認第5号議案につきましては、専決処分の承認でございますので、上程し、その内容説明を受け、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決をいたします。

次に、日程第5、報第4号議案につきましては、報告案件でございますので、その内容説明を受け、質疑を行います。

次に、日程第6、認第1号から日程第15、認第10号までの決算認定10議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、監査報告、一括質疑までを行い、各常任委員会より3名の委員を選出していただき、構成いたします決算特別委員会を設置いたしまして、審査を付託いたします。

次に、日程第16、議第43号から日程第31、議第58号までの16議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑までを行い、各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、総務文教常任委員会には議第43号、議第45号、議第46号、議第49号から議第54号までの9議案を、民生水道常任委員会には議第47号、議第48号、議第55号から議第57号までの5議案を、都市産業常任委員会には議第44号、議第58号の2議案を、それぞれ付託いたします。

以上で1日目は散会いたします。

続きまして、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございますが、会期は、本日9月12日から9月26日までの15日間とし、13日午前9時30分から総務文教常任委員会、14日午前9時30分から民生水道常任委員会、15日午前9時30分から都市産業常任委員会、19日から21日午前9時30分から決算特別委員会をそれぞれ開催し、付託議案の審査をお願いいたします。22日は予備日とし、25、26日午前10時から本会議を開催し、各委員会に付託されました議案につきまして、委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決、一般質問をいたします。

続いて、意見書案等は1件でございますが、お手元に配付のとおり、所管においてご協議を願います。

続いて、一般質問でございますが、通告期限であります本日午後5時までに議長へ提出願います。なお、制限時間は質疑答弁を含めて1人60分であります。

以上、報告といたします。皆様のご理解をお願い申し上げます。

亀井議長 ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日12日から26日までの15日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日12日から26日までの15日間と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

これより、議案審議に移ります。

日程第3、議第42号 葛城市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案を事務局長に朗読させます。

飯田事務局長 命により、朗読いたします。

議第42号、葛城市教育委員会委員の任命について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求めます。

記

住所 葛城市竹内●●●

氏名 川村泰男 昭和●年●月●日生

平成18年9月12日提出

葛城市長 吉川義彦

亀井議長 本案につき提案者の説明を求めます。

市長。

川市長 ただいま議題となりました議第42号 葛城市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を説明申し上げます。

本案につきましては、葛城市教育委員会委員の安井利満氏が、健康上の都合等によりまして、本年8月10日付をもって退任されましたので、新たに葛城市竹内●●●、川村泰男氏、昭和●年●月●日生まれを葛城市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めます。

退任されました安井利満氏におかれましては、旧當麻町教育委員会の委員に引き続きまして、合併後の葛城市教育委員会委員として通算5年10カ月間ご活躍をいただいております。このたびの退職に当たりまして、改めて感謝を申し上げます。

なお、川村泰男氏は長年、奈良県教育職員として県内で数多くの学校で教鞭をとられ、経験者として人格が高潔で、教育、学術、及び文化に関しまして識見を有しておられ、最適者であると認めまして、任命をいたしたくよろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

亀井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第42号議案を採決いたします。
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第42号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。
次に、日程第4、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
本案につき、提案者の説明を求めます。
市長。

川市長 ただいま議題となりました承認第5号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

葛城市公園条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、笛堂ふれあい広場の完成に伴いまして、公園条例に追加する改正でございます。

当広場につきましては、笛堂コミュニティセンターに隣接しておりまして、地元の憩いの場として、また災害時の避難地として活用するため、平成18年7月29日に専決処分を行ったものでございます。

以上、報告し、承認を求めるものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

亀井議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、承認第5号議案を採決いたします。
本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。
よって、承認第5号議案は、原案のとおり承認されました。
次に、日程第5、報第4号 平成17年度葛城市継続費精算報告書の報告についてを議題と

いたします。

本件につき、提出者の説明を申します。

市長。

川市長 ただいま議題となりました報第4号 平成17年度葛城市継続費精算報告書の報告につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本報告につきましては、平成16年度、平成17年度と継続費を設定いたしまして事業を進めてまいりました市営住宅建設事業が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

亀井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により、報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第6、認第1号から日程第15、認第10号まで、以上10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

川市長 ただいま議題となりました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、平成17年度の葛城市予算につきましては、合併後初めての通年予算でございます。市民の皆様とお約束をいたしました新市建設計画などの事業をスタートした年でございます。予算執行に当たりましては、新市として一体的なまちづくりを進め、住民福祉の向上を目指し、葛城市民のだれでもが住んでよかったと思えるまちを築くために、全力で取り組んでまいりました。ここに新市発足後初めてとなる通年予算の執行に係ります歳入歳出決算を行ったものでございます。

まず、認第1号 平成17年度葛城市一般会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は132億1,334万1,311円、歳出総額は129億8,653万2,741円で、歳入歳出差し引き2億2,680万8,570円となり、翌年度へ繰り越すべき財源6,262万5,400円を差し引いた実質収支は、1億6,418万3,170円でございます。平成17年度の主な事業といたしましては、総務費関係では、総合計画策定事業、公共バス運行事業で1,564万7,000円を、民生費関係では障害者の施設訓練等支援費事業、居宅生活支援事業に1億7,586万9,000円を、衛生費関係では健康づくり事業、母子保健事業、老人保健事業、一般廃棄物処理基本計画策定事業に5,647万8,000円を、農林商工関係では農林振興総合整備事業に7,373万1,000円を、土木費関係では、幹線道路整備事業、山麓地区全体計画策定事業、街路事業、都市公園事業、まちづくり交付金事業、市営住宅観音寺田団地建設事業に14億1,749万7,000円を、消防関係では地域防災計画策定事業に399万円を、教育費関係では、学校施設整備事業、学校安全対策事業、児童安全

パトロール事業に5億7,225万1,000円などとなっております。

また、財政状況をあらわす指標になっております財政力指数は3カ年平均で0.623、経常収支比率は90.9、実質公債費比率は3カ年平均で14.1%となっております。

次に、認第2号 平成17年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。歳入総額は、29億2,517万9,541円、歳出総額は28億8,163万8,204円で、歳入歳出差引額は4,354万1,337円で、実質収支も同額でございます。

次に、認第3号 平成17年度葛城市老人保健特別会計決算の認定についてでございます。歳入総額は28億3,138万5,887円、歳出総額は27億9,524万6,838円で歳入歳出差引額は3,613万9,049円で、実質収支も同額でございます。

次に、認第4号 平成17年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございます。歳入総額は、14億2,234万6,654円、歳出総額は14億1,918万6,948円で、歳入歳出差引額は315万9,706円で、実質収支も同額でございます。

次に、認第5号 平成17年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてでございます。歳入総額は、23億1,884万1,045円、歳出総額は23億1,807万4,347円で、歳入歳出差引額は76万6,698円で実質収支も同額でございます。

次に、認第6号 平成17年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございます。歳入総額は2億7,827万4,506円、歳出総額は2億7,563万5,426円で歳入歳出差引額は263万9,080円で実質収支も同額でございます。

次に、認第7号 平成17年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてでございます。歳入総額は1,013万3,513円、歳出総額は926万2,287円で歳入歳出差引額は87万1,226円で、実質収支も同額でございます。

次に、認第8号 平成17年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてでございます。歳入総額は5,505万5,172円、歳出総額は4,850万9,091円で、歳入歳出差し引きは654万6,081円で実質収支も同額でございます。

次に、認第9号 平成17年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてでございます。歳入総額、歳出総額ともに1,096万1,343円でございます。

最後に、認第10号 平成17年度葛城市水道事業会計決算の認定についてでございます。

収益的収支につきましては、税抜きで、収益につきましては7億9,163万5,824円、費用につきましては7億2,479万8,177円でございます。6,683万7,647円の利益を計上いたしました。

また、資本的収入につきましては1億5,675万8,850円、支出につきましては2億2,990万1,076円でございます。

なお、7,314万2,226円の不足を生じましたが、過年度損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

亀井議長 次に、監査委員より、認第1号から認第10号までの10議案の決算審査結果について、意見報告を求めます。

代表監査委員浅井信由君。

浅井代表監査委員 おはようございます。それでは、ただいまから、平成17年度葛城市一般会計、各特別会計並びに水道事業会計決算の審査結果について報告いたします。

なお、この審査は、監査委員2名の合議の結果であります。

審査の概要及び意見については、お手元に配付いたしております意見書のとおりであります。審査の方法は、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び各基金の運用状況を示す書類等につき、関係諸帳簿と調査照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況について検討いたし、あわせて必要に応じ、関係職員から説明を聴取し、審査を行いました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び付属書類は関係法令の諸規定に準拠して作成されており、関係諸帳簿、その他証書類と照合点検をいたし、計数は正確であると認め、予算執行状況についてもおおむね適正であると認めました。

しかし、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の一部で収入未済額が逐次増加の傾向となっており、また、不納欠損額も見られている。税、料負担の公平性、かつ歳入確保の観点からも徴収率向上になお一層の努力を望むものである。この決算は、葛城市として合併後初めての通年決算であり、前年度は半年半期分の特別な決算のため、単純比較は不可能であるが、しかし、合併後の懸案事項の調整を進めるとともに、新市建設計画の諸事業に着手し、一部の完成を見ることなど、全体的に順調な決算であったものとする。普通会計の財政指標では、経常収支比率、公債費比率の数値がともにわずかではあるが好転しており、さらに、財政力指数においては県下でトップレベルの数値となっていることに深く敬意を表するものであります。

一方、国は少子高齢化による人口減少時代を迎え、国そして地方もともにますます厳しい財政状況となることを示唆されている。本市においても、長引く地域経済の低迷により、市税の大きな伸びが期待できない状況である。加えて、国の三位一体改革による影響で、国庫補助金の大幅な減額、地方交付税削減、そして税源移譲の不透明感など今後の財政運営は一段と困難を増すものと考えられます。

このような内外の厳しい社会情勢下にあつて、本市では、活性化を図るため諸施策に取り組むとともに、子供たちを初め、市民が安心して暮らせるまちづくりを促進しなければならないなど、多くの課題を抱えている状況である。昨年度においては、葛城市行政改革大綱を初め、具体的な取り組みを示した集中改革プランを策定され、事務事業の整理と合理化に努め、また民間委託の推進、組織機構の再編、定員管理と給料の適正化及び経費の節減等、財政の健全化に取り組まれているところであるが、さらにこの監査の結果を踏まえて、合併したこの機会を、改革の好機ととらえ、より効率的な業務の執行と質の高い住民サービスを提供しつつ、県下に誇れる強い財政力を堅持することを願うものである。そして、体力づくりセンターの運営収益金に見られるような、新たな財源の発掘、確保に努め、将来を展望した計画的な行財政運営によって健全財政の維持を図ることが緊要であると考えられる。加えて、住民の健康と福祉の増進に一層の努力を願うものであります。

以上をもって審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員 浅井信由同じく石井文司。

以上で終わります。

亀井議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本10議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております認第1号から認第10号までの10議案については、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第1号から認第10号までの10議案については、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前11時26分

亀井議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を決算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第7条第1項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長、川西茂一君、同じく副委員長、下村正樹君、以上です。

次に、日程第16、議第43号から日程第31、議第58号まで、以上16議案を一括議題といたします。

本16議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

川市長 ただいま議題となりました議第43号から議第58号までの16議案につきまして、一括して提案理由の説明を行います。

初めに、議第43号 葛城市基本構想についてでございます。本案につきましては、地方自治法第2条第4項の規定によりまして、議決を求めるものでございます。

基本構想につきましては、市の行政運営を図るための総合的な指針としての役割を果たす

ものでございます。議会の議決をいただき、葛城市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めるものでございます。なお、各種施策につきましては、この基本構想の目標、方向性にに基づき行われることとなるわけでございます。本案の策定経過につきましては、昨年度から市民意識調査の実施や、施策目標や協働のまちづくりを議論するまちづくり懇話会の開催を実施するとともに、内部組織といたしまして、検討部会や策定委員会を設置いたしました。市民及び職員の意向を十分把握した総合計画素案をまとめまして、総合計画審議会に諮問をいたしたところでございます。このたび、その答申をいただきましたので、本構想について議会に提案を申し上げたところでございます。

内容といたしましては、葛城市の将来像として葛城二上山麓の特有の古代歴史を受け継ぎながら、次代を担う子供、人々が知恵を出し合い、爽やかで快適な暮らしの場を創造するという思いを込めまして、悠久のロマンと次代の英知が織りなす爽快都市（シティ）葛城といたしたところでございます。

また、今後10年間のまちづくりを考えていく上で、重視すべき施策の柱として、1つ目は安全・安心、2つ目は愛着・快適、3つ目はやさしさ・生きがい、4つ目は参画・活力という4つを掲げまして、それぞれ具体的目標を掲げて取り組む計画となっております。

次に、議第44号 市道の認定についてでございますが、本案につきましては、開発によりまして、道路改良済みの道路、薬師堂東線の市道認定をお願いするものでございます。

次に、議第45号 葛城市行政手続条例を制定することについてでございます。本案につきましては、行政手続法が平成6年に施行され、都道府県や市町村においても、法の趣旨にのっとり、条例制定や必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されておりますので、条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、市の条例などに基づいて行います申請に対する許可などの事務や、許可などを取り消したりする不利益処分における手続などをより公正、透明なものにするため、市民と市の間におけるルールを定めようとするものでございます。

次に、議第46号 葛城市防災会議条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、防災会議の委員構成を国民保護協議会の委員構成に合わせるため、改正といたしたところであります。

次に、議第47号 葛城市母子医療費助成条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、健康保険法の一部改正に伴う条例改正でございまして、療養病床に入院する70歳以上の高齢者について、入院時生活療養費制度の創設に伴うもので、入院時食事療養費と同様に、福祉医療の助成対象から外れるため、助成額から控除する額として追加する改正となっております。

次に、議第48号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、健康保険法の一部改正に伴う条例改正でございまして、出産一時金支給額の基準を30万円から35万円に引き上げる改正となっております。

次に、議第49号 葛城市職員定数条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、消防組織法の一部改正に伴う条例改正でございまして、条例中の引用条文

の条ずれが生じてまいりましたための改正となっております。

次に、議第50号 葛城市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、消防組織法の一部改正に伴う条例改正でございまして、条例中の引用条文の条ずれが生じたため改正するものでございます。

次に、議第51号 葛城市消防団の設置等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、消防組織法の一部改正に伴う条例改正でございまして、条例中の引用条文の条ずれが生じたため改正するものでございます。

次に、議第52号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてでございます。消防組織法並びに刑事施設及び受刑者等の処遇等に関する法律の一部改正に伴う条例改正でございまして、条例中の引用条文の条ずれが生じたために改正を行うものでございまして、字句の改正も同時に行うものでございます。

次に、議第53号 葛城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正でございます。本案につきましては、消防組織法の一部改正に伴う条例改正でございまして、条例中の引用条文の条ずれが生じたために改正するものでございます。

次に、議第54号 平成18年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,124万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億1,124万1,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、福祉医療費の前年度確定に伴う県補助金の精算返還と、10月1日からスタートする地域生活支援事業に係る所要経費の追加、また予防接種法施行令の一部改正による予防接種委託料の追加等でございます。

次に、議第55号 平成18年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,086万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ36億6,586万3,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、制度改正に伴いまして新たに創設された保険財政共同安定化事業の拠出金と、療養給付費の過年度分の精算によるものでございます。

次に、議第56号 平成18年度葛城市老人保健特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,619万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,819万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、前年度医療費確定に伴う支払基金、国庫負担金、県費負担金等の返還に係るものでございます。

次に、議第57号 平成18年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、保険事業勘定で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ532万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,062万3,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、前年度介護給付費の事業精算に伴うものでございます。

最後に、議第58号 平成18年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決につ

いてでございます。本案につきましては、歳入について地方財政措置の変更に伴い、特別措置分の公共下水道事業債を960万円追加いたしました。一般会計繰入金を同額減額する予算の組替でございます。予算総額は同額でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由といたします。

亀井議長 これより質疑に入りますが、本16議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第43号、議第45号、議第46号、議第49号から議第54号の9議案は総務文教常任委員会に、議第47号、議第48号、議第55号から議第57号の5議案は民生水道常任委員会に、議第44号、議第58号の2議案は都市産業常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、9月25日、26日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、13日午前9時30分から総務文教常任委員会、14日午前9時30分から民生水道常任委員会、15日午前9時30分から都市産業常任委員会、19日、20日、21日それぞれ午前9時30分から決算特別委員会が開催されますので、各委員の方は日程表の日時に審査をよろしく願います。

皆様方には早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

以上で、本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時43分